

飲食店等を経営する事業者の皆様へ

ワクチン

検査パッケージ

適用店舗の 事前登録について

千葉県

飲食店等の入店時に、利用者のワクチン接種歴又は検査結果の陰性のいずれかを確認する「ワクチン・検査パッケージ」を適用することにより、緊急事態宣言や、まん延防止等重点措置等において課される行動制限が緩和されます。

緩和内容

- 人数制限（同一グループ・同一テーブルでの5人以上の会食が可能）
- 緊急事態宣言時、収容率の上限を50%としつつカラオケ設備の提供可

本制度の適用を受けようとする店舗については、事前に千葉県に登録する必要があります。

※登録申請方法等については、裏面を御覧ください。

対象
店舗

- 「千葉県飲食店感染防止対策認証事業認証店」（認証店）
- 「千葉県飲食店感染防止基本対策確認店」（確認店）
- 食品衛生法に基づく飲食店等営業許可を受けていないカラオケ店

実施
事項

「ワクチン・検査パッケージ」制度登録店においては、今後、緊急事態措置区域、まん延防止等重点措置区域に指定された場合や、感染拡大の傾向が見られる場合※に、下記の事項を実施してください。

※裏面留意事項参照

飲食店に5人以上で来店されたお客様※について、入店時に以下のいずれかを確認してください。

- ワクチン接種証明 
- PCR等検査の陰性の結果通知等 

※緊急事態宣言時、カラオケ設備を提供する場合（収容率50%が上限）は、人数に関わらず全員確認

身分証明書等により、本人確認を行ってください。

お問合せ

- 「ワクチン・検査パッケージ」制度・人数制限、カラオケ設備の提供等の緩和内容について：
千葉県特措法協力要請電話相談窓口
043-223-4318（平日9時～17時、土日祝日・年末年始除く）
- 飲食店等の登録について：
千葉県ワクチン・検査パッケージ飲食店登録事務局
050-3358-6537
（12/13(月)～12/28(火)までは平日9時～18時、1/4(火)以降は平日10時～18時、土日祝日・年末年始除く）

「ワクチン・検査パッケージ」制度の詳細はこちら（内閣官房のサイト）
<https://corona.go.jp/package/>



登録申請～「ワクチン・検査パッケージ」適用までの流れ

登録申請書の提出

申請方法 受付開始：令和3年12月13日（月）午前9時

原則、電子申請により受付します。（郵送申請も可）

電子申請 【URL】 <https://www.chiba-inshoku-ninsho.jp/vaccination>

郵送 【宛先】 〒260 - 0028
千葉県千葉市中央区新町18 - 10
千葉第一生命ビル3階

※申請書様式は千葉県HPに掲載。



電子申請

ステッカーの掲示

- ・登録後、登録が完了した旨の通知及びステッカーをダウンロードするリンクをメールで送付します。
- ・ステッカーについては、ダウンロードの上、店舗の外から見える位置に掲示してください。
※行動制限がかかっている場合のみ掲示。
- ・千葉県HPにて「ワクチン・検査パッケージ」制度登録店として公表します。



登録店ステッカー

- ・緊急事態措置区域
- ・まん延防止等重点措置区域
- ・感染拡大の傾向がみられる場合

- ・5人以上の来店客について、全員①・②を実施してください。
- ・緊急事態宣言時にカラオケ設備を提供する場合（収容率50%が上限）は、来店人数に関わらず、全員①・②を実施してください。

- ①ワクチン接種歴等の確認
- ②身分証明書による本人確認

留意事項

■ワクチン接種歴等の確認について

利用者から予防接種済証等を提示してもらい、利用者が2回接種を完了していること、2回目接種日から14日以上経過していることを確認してください。（予防接種済証等を撮影した画像やコピー等でも可。）

■PCR等検査の検査結果

県に登録した薬局、検査機関、医療機関等発行した結果通知書等を利用者から提示してもらい、利用者の検査結果が陰性であることを確認してください。

※検査結果の有効期限

PCR検査等：検体採取日より3日以内 抗原定性検査：検査日より1日以内

■「ワクチン・検査パッケージ」の適用を希望するものの、認証店又は確認店になっていない飲食店等については、以下の事務局までお問合せください。

- ・認証店：千葉県飲食店認証事務局 043-307-9003
- ・確認店：千葉県飲食店調査事務局

①047-703-7127（市川市、船橋市、松戸市、野田市、柏市、成田市、習志野市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、印西市、白井市）

②043-239-6236（上記以外の市町村）

■「ワクチン・検査パッケージ」制度は、緊急事態宣言・まん延防止等重点措置に加え、感染拡大の傾向が見られる場合であって、都道府県知事の判断により5人以上の会食回避を要請する場合にも適用されます。

■仮に感染が急速に拡大し、医療提供体制のひっ迫が見込まれる場合等においては、国・県の判断で「ワクチン・検査パッケージ」制度を適用せず、強い行動制限を要請することがあります。